

1 教 職 員

(1) 教職員数（臨時的任用の教職員を含む。）

ア 小中学校

（平成 28 年 5 月 1 日現在）（単位：人）

区 分	校長・教諭等	事務・栄養職員	計
小 学 校	7,237	436	7,673
中 学 校	4,694	224	4,918
義務教育学校	45	2	47
計	11,976	662	12,638

イ 特別支援（盲・ろう・養護）学校

（平成 28 年 5 月 1 日現在）（単位：人）

校長・教諭等 （実習助手含む）	寄宿 舎指 導員	事務・栄養職員	技能労務職員	計
1,543	219	88	33	1,833

(2) 教職員人事

ア 平成 29 年度義務教育関係諸学校教育職員等人事異動方針

教育職員等の人事異動については、学校教育の充実発展を図るため、全県的な教育水準の向上を期し、各校の教育を清新ではつらつとしたものとするよう推進する。その際、異動は教職員が地域に根ざした教育を実践できるようにすることに配慮するとともに、教職員の資質向上のために必要な研修の機会としてとらえ、地域の実情を勘案して、校長、市町村教育委員会（市町村学校組合教育委員会を含む。以下同じ。）及び県教育委員会の 3 者（以下、「3 者」という。）の協力によって、将来的な展望を踏まえ計画的に行う。

なお、山間地における教育強化及び市町村の特色ある教育活動を支援するための教育職員等人事異動については別記による。

(ア) 教職員の異動について

A 校長・副校長・教頭の異動及び任用について

- ① 市町村の実情を勘案し、全県的立場に立って適材を適所に配置する。
- ② 市街地・平坦地・山間地相互間、郡市相互間及び学校種別間の異動に努める。

- ③ 学校規模や在任期間にとらわれることなく行う。ただし、校長については、一校での勤務が長期化するよう努める。
- ④ 原則として当該市町村内に居住し、地域の教育に打ち込めるよう配慮する。
- ⑤ 新たな校長・副校長・教頭の任用は、県教育委員会が行う。配置にあたっては、市町村教育委員会の内申を踏まえ、全県的立場に立つて行う。その際、山間地・遠隔地及び複数の学校種等における幅広い教育経験を考慮する。

B 一般教育職員の異動について

- ① 学校種や学校規模の異なる教育経験を積むような異動に努め、適材を適所に配置する。
- ② 全県を4つのブロックと12のエリアに分けるものとする。（別表1参照）
- ③ 教職員が自らの意志で主として勤務することを希望したエリアを本拠地という。
- ④ 在職期間中に本拠地を含むブロック以外のブロックを1つ以上経験するとともに、本拠地を含むブロック内で幅広く経験を積むよう努めるものとする。
- ⑤ 市街地・平坦地・山間地相互間の異動を積極的に推進する。そのために、同一ブロック内連続市街地3校となる異動は避けるとともに、同一市町村地内の4校の連続異動は行わない。また、在職期間中必ず山間地域に勤務するものとする。
- ⑥ 中学校における免許外教科担当教員の数を少なくするよう、3者の協力・連携によってその実現を図る。
- ⑦ 1校における在任期間は、原則として8年を限度とする。ただし、学校・地域の実情等を総合的に勘案し、適正に対応する。
- ⑧ 特別支援学校への異動に際しては、特別支援学校教諭免許状(又は盲学校・聾学校・養護学校教諭免許状)を有しているのが望ましい。
- ⑨ 平成28年度以降の小中学校の新規採用者は、本拠地が含まれるブロックへの配置を原則とする。
- ⑩ 平成28年度以降本拠地が含まれないブロックに配置された小中学校の新規採用者の2期目の異動に関しては、本拠地が含まれるブロックに配置することを原則とする。

⑪ 特別支援学校へ平成 20 年度以降配置された新規採用者の異動に際しては、特別支援学校への異動を原則とする。ただし、3 期目の異動に際しては、異校種経験を重要視する立場から小中学校への異動を原則とする。

⑫ 栄養教諭の異動については、当面、学校・地域等の実情を踏まえ、適材を適所に配置する。

C 事務職員・学校栄養職員の異動について

学校・地域等の実情を踏まえ、適材を適所に配置する。

(イ) 中学校・高等学校間の人事交流について

中学校（特別支援学校を含む。）・高等学校間の人事交流については、「県立高等学校教員と公立中学校教員との人事交流に関する基本要綱」に基づき、その促進を図る。

(ウ) 新規採用について

教育職員については、県教育委員会の行う採用選考を経た者の中から、また、事務職員については、県人事委員会の行う採用試験による採用候補者名簿記載者の中から、それぞれ学校の希望条件に適合する者を推薦し、当該市町村教育委員会の内申をまって採用する。

なお、栄養教諭の採用については、平成 28 年度採用選考から県教育委員会が行う。

(エ) 人事異動方針の見直しについて

新方針の実施要項を踏まえながら、適宜見直しを行う。

(オ) 適用

本方針のうち、(ア) B④については、平成 28 年度新規採用者から適用する。平成 27 年度以前の採用者については従前の人事異動方針(注)を適用するが、教職員が地域に根ざした教育を実践できるようにするという本方針の趣旨を踏まえた人事異動を可能な範囲で行う。

(注) 上記従前の人事異動方針とは、「広範囲の異動に努め、在任期間中に・東信・北信・中信・南信ブロックのうち少なくとも 3 ブロックを経験するものとする。」及び「小学校へ配置された新規採用者の二期目の異動に関しては、本拠地とするブロック以外への異動を原則とする。」である。

(別表 1)

ブロック	東信	南信	中信	北信
エリア	南部	南部	南部	南部
	東部	中部	中部	中部
	西部	北部	北部	北部

イ 山間地における教育強化のための教育職員等人事対策について

山間地（へき地を含む）における教育強化のための教育職員等の人事については、校長、市町村教育委員会及び県教育委員会の三者が緊密に協力し、全県的立場に立って、これが実質的に強化されるよう、次により行う。

- (ア) 教育職員等は、その在職期間中、必ず山間地の経験を積むものとする。
 - 特に山間地の中堅教員確保について、校長は、市町村及び県の教育委員会と緊密な連絡のもとに努力し、市街地・平坦地の勤務者が進んで山間地へ赴くよう指導する。その際、必要に応じて県教育委員会は積極的な指導助言を行うものとする。
 - 市街地・平坦地へ配置された新規採用者の異動に際しては、山間地への異動を原則とする。
- (イ) 上記により難しい場合は、校長、市町村教育委員会及び県教育委員会が協議して決定する。

ウ 市町村の特色ある教育を支援するための教職員等人事異動について

- (ア) 市町村教育委員会が地域に根ざした特色ある教育活動の推進を特に希望した場合には、市町村教育委員会の意向を踏まえて、県教育委員会は教員を配置する。
- (イ) 上記教員の配置は、本人事異動方針に沿って行う。

エ 平成 29 年度県立高等学校教員と公立中学校教員との人事交流に関する基本要綱

(ア) 趣旨

この要綱は、教員に中・高一貫の教育実践を期待し、専門職としての経験領域を広め、本県中等教育の充実と発展に寄与することを目的として、県立高等学校に所属する教員（以下「高等学校教員」という。）と公立中学校（特別支援学校を含む。）に所属する教員（以下「中学校教員」という。）との間においてお互いに交流するのに必要な事項を定めるものとする。

(イ) 交流の方法

市町村教育委員会（市町村学校組合教育委員会を含む。以下同じ。）の協力を得て、高等学校教員を中学校教員に、中学校教員を高等学校教員にそれぞれ選考により採用する。

(ウ) 交流の期間

期間は、おおむね3年間とする。

(エ) 交流対象者

対象者は、必要な教員免許状を所有し、教職経験豊かな者のうち、校長及び市町村教育委員会の推薦に基づき県教育委員会が適当と認める者とする。

(オ) 給与上の取扱い

給料表の適用を異にして異動した場合の取扱いに準じて計算し、決定するものとする。

(カ) その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

オ 異動の状況〔平成29年4月1日付(退職者は平成29年3月31日付)〕
(単位:人)

区分	小学校					中学校				
	校長	副校長	教頭	教諭	計	校長	副校長	教頭	教諭	計
新任	61	0	66	166	293	31	2	45	106	184
転任	59	0	67	906	1,032	30	2	23	664	719
職	74	0	15	212	301	33	0	4	119	156
計	194	0	148	1,284	1,626	94	4	72	889	1,059

区分	特別支援学校					計				
	校長	副校長	教頭	教諭	計	校長	副校長	教頭	教諭	計
新任	3	0	5	45	53	95	2	116	317	530
転任	2	0	4	181	187	91	2	94	1,751	1,938
退職	2	0	0	24	26	109	0	19	355	483
計	7	0	9	250	266	295	4	229	2,423	2,951

(注) 教諭には養護教諭・栄養教諭を含む。国立附属学校を除く。

義務教育学校は、中学校に含む。